

令和 7 年度 苦情の処理等について

【令和 7 年度苦情処理件数】 なし

○ (根拠規定)

金沢市男女共同参画推進条例第 13 条

○ (対象となる申し出)

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策についての苦情

○ (金沢市男女共同参画苦情処理委員)

- ・ 3 人以内とする。(現在は学識者、弁護士、人権擁護委員で構成)
 金沢大学 教授 古畑 徹
 弁護士 中村 明子
 人権擁護委員 関口 佳織
- ・ 委員の任期は、2 年 (R8.4.1～R10.3.31)

○ (職務)

苦情の申出について調査し、必要があるときは、市の機関に対して助言、指導又は勧告を行う。

【苦情処理の流れ】

